

當時、ドイツの經濟學者が、旺んに意見を發表して主張したことは、今後ドイツが、若し國際貿易市場において、平等の待遇を要求するならば、よろしく、嘗て外國の非難、攻撃を購ひたるダンピングの實行を拋棄すべきである。と同時に極端なる内地工業の保護を廢止して、ドイツは各國に對して、如何なる貿易上の優先權をも要求するものにあらず、ドイツの要求する凡ては、唯だ國際間における平等の權利、均衡の取扱ひに過ぎないことを全世界の貿易市場に宣傳、吹聴すべきであると説いたことである。

而して、この傾向の現れとして、最も注目すべきは、飛行船に關する米獨の提携のごとき、海運業における、北獨ロイド會社と、合衆國郵船會社との協約のごとき、ドイツとアメリカとが著しく接近したといふことである。

殊に、後者のごとき、ひとり貿易上のみならず、政治上においても、極めて重要な意義を有するものにして、當時、イギリスの如き、これに對して、嫉視的非難を浴せたほどである。要するに、戦後のドイツの著しい傾向としては、政治の民主化と共に、産業の社會化、

貿易の自由主義化といふ大轉換に逢遇したといふことである。

## 第六節 イギリスの貿易、産業發展策

イギリス政府は、戦争開始後、直ちに、各船の改造、施設に着手したが、就中、産業及貿易に關しては、戦時中は勿論、戦後における改善、施設は、廣汎且つ詳細にわたつて努力してきた。それがため、あらゆる施設、計畫につき、調査委員を任命し、鋭意調査研究せしめたるが、これ等調査委員會の数は、一九一八年五月末において、八十七の多數に達した。かくて、これ等委員會の報告に従ひ、實現した施設の数は非常に多數に上つた。

### 第一、貿易増進の施設

イギリスの通商貿易事務は、主として商務院の管掌するところなるも、同院が開戦以來と



りたる貿易政策をみるに、大別して二つとみることが出来、一つは貿易増進奨励策であつて、いま一つは貿易取締策である。

### 一、貿易増進策

開戦以來、同國の貿易増進のためとりきたれる施設は頗る多いが、いま政府内部の關係機關の改造施設と、民間の關係業者の對策（勿論政府の援助はある）とに別ちて、その大要を一瞥することとする。

#### その一 政府内部の改革

##### （イ） 商務院の組織改造

從來、商務院の機構、組織は主として鐵道、破産等の事務の一部を管理し、通商、貿易に關しては、たゞ單に情報の蒐集、統計の作成等の事務にすぎなかつたが、戦時中の、事務の

増加を豫想するとともに、かの戦後における經濟界の變動に對する準備體系を整へおくの必要ありたるを以て、一九一八年、新たに局課の分合を行ふところがあつた。即ち、新たに、商工局、公共企業監理局を設け、各局を左の數課に分屬せしむることとした。

商工局

- 1 商事課
  - 2 貿易情報課
  - 3 工務課
  - 4 特許課
  - 5 工業動力及運輸課
  - 6 統計課
  - 7 經濟課
- 公共企業監理局



- 1 海 事 課
- 2 鐵 道 監 理 課
- 3 港 灣 課
- 4 會 社 課
- 5 破 産 課

右五課は、從來から存在せるもので、右によつて、公共企業監理局の實をあげることとしたわけである。猶右二局のほか、別に、總務局をおき、法務、會計、經理の分課に分ちて、事務の統制をはかることとした。

右のうち、新たに設けられたるは、商工局の工務、工業動力及び運輸課、經濟課にして、從來の商事課及特許課も亦擴張せられたわけである。尙、貿易情報課は、後に獨立して海外貿易局と改稱した。

#### (ロ) 海外貿易局の新設

從來、通商に関する情報事務は、商務院内の情報課において行はれたものであるが、戦後一層事務の増加する傾向あるに鑑み、曩に、商務院の任命した調査委員會の提案に従ひ、一九一七年本局を新たに創設したわけである。本局の局長は、外務省と、商務院との共同任命にかゝるものにして、外務大臣及び商務總裁に對し、次官格の地位を與へることとした。

本局の主要事務は、主として、外國貿易に関する情報の蒐集、整理並に配布等を主なるものとし、これがために、在外商務官、貿易事務官、領事等からくる報道を統一し、管理するにある。但し、これ等、官吏の任免、監督は従前どほり、外務省及商務院に屬することに變りはない。而して、事務の運用上、本局を左の三部局に分ちて管理せしむることとした。

- 海 外 部
- 内 國 部
- 博覽會事務局

右のうち、海外部は、さらに地理的に、課を分つこととし、内國部は、これを通商、産業



の二課に分ちて運用せしむることとした。

抑も、これ等の事務は、従前外務省と商務院との間に分掌せられ、従つて無用の手数と、煩雜をきはめてきたのであるが、同局の新設によつて、はじめて統一的に事務の運用をみることができるやうになつた。

#### (ハ) 復興省の創設

戦時及戦後にわたる過渡期において、發生する諸般の問題、殊に經濟問題を調査、研究し、その結果を關係機關に報告せしむる以上、一九一七年八月、新たに復興省を創設した。本省は、創設後、先づ諸種の調査委員會を設けて、これが研究に當らしめたるが、その中、主なるものを挙げれば左の如きものである。

##### 貿易金融調査委員會

#### (ニ) 戦後對策委員會

戦後の貿易調査のため、政府の任命した委員會の主なるものは左のごときものである。

#### (A) 戦後通商關係調査委員會

これは主として戦後における、イギリスの貿易を増進せしめ、ドイツの經濟的侵略を防止するものである。

#### (B) 戦後商工政策調査委員會

首相の任命した大調査委員會にして、聯合國經濟會議の決議に従ひ、戦後において、採用せらるべき工業及商業政策の調査に従ふものである。

#### (C) 白耳義通商委員會

#### (D) トラスト調査委員會

### その二 イギリス商品の販路擴張に関する施設

#### (イ) 外國商品見本展覽會の開催

戦争開始の年、すでに本展覽會を、ロンドンに開き、主として、敵國商品の見本を展覽し



て當業者の参考に供することゝした。これ即ち、ドイツ品等の戦前における販路を奪はんがための方策に外ならないのであつて、本展覽會は、ロンドンに次いで、グラスゴーその他の主要都市で開き好成績を示した。

(ロ) 外國商品見本陳列館

政府は、前記展覽會の外、ロンドンに外國商品見本陳列館を設けて一般の縦覽に供することゝした。

(ハ) 商品見本交換會の開催

政府は、漸時積極的に乗出すことゝなり、一九一四年九月以來、戦前ドイツから商品を購入した當業者と、國內の製造業者との合同を催し、双方より見本を提出せしめ國內において、ドイツ商品に代り得る商品を製造できるやう、研究、調査し意見の交換を行はしめるとゝした。

(ニ) 産業博覽會の開催

前記見本交換會は、一九一五年四月以降中絶したるが、これに代へて、産業博覽會を開いて、商品、産業の増産奨励に力めることゝした。一名、國産共進會ともいふべきものにして、ドイツのライプチヒ見本市を模倣したるものにして、年々ロンドン、グラスゴー市に開催し成績極めて良好であつた。

(ホ) 巡航博覽會の店開き

これは又、趣好の變つた催しで、巡航博覽會と稱し、イギリスの商品を積載して、殖民地並に南米等を巡回するものにして、これ又非常に好成績をしめした。

その三 戦後における對歐貿易促進策

以上は、主として戦時中において計畫せられ、實施せられたものであるが、戦後においても、政府は諸種の施設、計畫を進めざるを得なかつた。その中主なるものとしては、ヨーロッパの劣弱國に對する貿易増進政策を擧げなくてはならぬわけで、貿易促進策としては何と



いつても輸出信用制度の實現であつた。

#### (イ) 輸出信用制度

一九一九年九月以來、政府は、ヨーロッパの新興諸國、その他輸出品に對する代金の支拂圓滑ならざる虞ある國家に對する輸出については、その代價の八割までを限度として、輸出業者に、前渡金を附與する政策をとるにいつた。

しかして、一九二〇年四月、更らに下院委員會において、本案の再検討を行ふことゝなり、遂に、一時に二千六百萬磅までを限度として、前貸しをなし得ることゝ決定した。

#### その四 特惠關稅の實施

イギリスの對外貿易中、もつとも重要な地位を占むるものは植民地で、植民地に對する貿易額は、イギリスの貿易の三分の一に當るといふ状態である。それ故に、植民地と、本國の間に、特惠關稅制度を實施するの議は、戰時中すでに熟したるところにして、一九一九年、

政府は、イギリス帝國産品輸入品中、葡萄酒外十三點に對して特別減稅の實施を斷行した。

濠洲、加奈陀等各植民地においても、本特惠制度を實施すべきや否やに關し議論あつたが、結局實施することゝした。また、印度においても、印度より國外に輸出する生獸皮に對し、一割五分の輸出稅を課したが、たゞイギリス、イギリス領地及イギリスの委任統治地に輸出せられ、且つその地において鞣皮せられるもの限り、一割の拂戻を實行せしむる目的の下に、同關稅法改訂案立法會議に提出せられ、結局通過してたゞちに實施せられた。

#### その五 爲替相場の復舊

爲替相場の亂調を整へ、これが復舊をはかるは對外貿易の發展上緊急事に屬するをもつて、これに關し、聯合國最高會議を開き決議をみたことがある。その趣旨とするところは、結局輸出の増進、輸入の制限に外ならない。イギリス政府は、右の趣旨に基き、銳意、工夫、畫策するところありたるが、同國の輸出は、漸次増進をつぐるにいたり、又對米債務の



償還に努力したるが、その結果爲替の恢復をみるにいたつた。

## 二、民間における輸出増進施設

戦争勃發以來、各産業につき、それぞれ海外發展策を講じつゝあつたが、いま、輸出促進のため設けられた、主なる施設を挙げれば左の如くである。

### (一) イギリス聯合協會

本協會は、イギリス商人の外國貿易援助のために設けられたるものにして、貿易政策の調査を行ひ、これが改善等について、政府に建議する目的の下に設けられたるものである。

### (二) イギリス製造業者聯合會

海外における販路擴張のために、情報の蒐集、代理人の任命等々を共同的に行ふために設けられたものである。

### (三) イギリス貿易金融會社

イギリスの輸出業者に對し、金融の疏通をはかる目的の下に設けられたもので、資本金一千萬磅をもつて、一九一七年四月創立された。

### (四) 英伊通商會社及伊英通商會社

イギリスと、イタリー間の通商關係の圓滑、増進をはかるため、一九一六年七月創設したもので、資本金百萬磅で政府の補助がある。

右會社と殆んど時を同じくして、イタリーにおいても、伊英通商會社の設立をみた。

資本金一千萬リラを折半して、英伊兩國銀行（イギリス側は英伊會社）において出資することゝした。右は戦前、ドイツが、イタリーにおいて占めてゐた地位を、イギリスにおいて一舉に奪はんとする雄圖に外ならない。

### (五) レバント會社

主として、近東における通商關係を促進し、敵國の戦前の地位に代らんがために設立せられたるものにして、前記貿易金融會社の後援によるものである。この會社は、土都ギリシ



ヤ、その他主要の地に支部をおき活躍した。

(六) マングロダニューブ協會

オースタリーその他バルカン諸國の産業開發援助のために、イギリス實業家によりて組織したものである。

(七) 英洪銀行

洪牙利の首府ブダペストの、洪牙利銀行に對し、資金を供給して、英洪銀行と改稱せしめもつて同國の産業に財政的援助を與ふることとしたのである。

### 三、貿易取締の政策

(一) 戦時通商局の新設

戦時中、主として敵國との貿易を禁止せんがために、政府は、戦時通商局を創設して、敵國に對するものはもとより、その他の國のものとも雖も、輸出は、凡て本局の特許を要する

こととした。しかして、對敵通商禁止令により、いはゆる黑白表を作成して、これが實行を期することとした。休戦後、右の制限は、大いに緩和せられることとなり、一九一九年四月には、この戦時通商局は、商務院の所管に移ることとなり、同院内に、輸出特許局を設けて、これが事務の遂行に當らしめた。

その後、講和條約調印後、敵輸出制限は、きれいに撤廢してしまつたが、經濟上の理由により、可なり長期にわたつて、輸出入の制限を削除することはできなかつた。

(二) 輸入制限の方策

(イ) 輸出入取締法の繼續案

政府の主として力を注ぎたるは、戦時における輸出入制限策にして、特に輸出の制限に意を用ふるところが多かつた。しかるに、政府は、戦後において、戦時中、中絶したる各種の輸出入禁止の一部を繼續し、特に輸入の制限に重きをおき、間接に、國內産業の保護、助長に力を注ぎ、これがため、一九一九年冬以來、再三議會に法案を提出して、目的の達成に力



むるところがあつた。

(ロ) 投資防止法案

これ又、度々議會に提出したるが、反對論多數のため、容易に目的を達するにいたらなかつたが、社會の傾向漸次反對論を緩和するにいたり、遂にその目的をはたしたわけである。

## 第二、産業發展に關する施設

産業と貿易とが密接不可分の關係にあることはいふまでもない。従つて、貿易に關する施設中には、當然國內産業の保護、助長に關する方策をも包含するわけであるが、併しながら、爰には、特に産業部門における發展、施設のみにつき一瞥を試みることにする。

### 一、産業調査委員會の設置

戰爭開始後、政府は直ちに各方面にわたり、調査委員を任命、調査に當らしめたるが、その主なるものとしては、各産業の合同を奨励するところがあつた。蓋し、戦前におけるイギ

リス工業の一大缺陷は、當業者間の企業的同心の絶無であつたことで、開戦後は、既往におけるドイツの産業の實情に鑑み、販路の擴張をはからんとせば、力めて産業の合同促進に力めなくてはならぬことを痛感したものである。しかし、合同を勸奨せられたる、主なる産業は左の如きもので、いふまでもなく重工業が重きをなしてゐる。

鐵 銅 業

機 械 工 業

造 般 及 般 舶 機 關 工 業

電 氣 工 業

織 維 工 業

製 絲 業 及 莫 大 小 織 業

### 二、科學産業研究局

政府は、國內における科學及工業の研究を目的として、一九一五年、樞密院に、科學工業



調査委員會を設けたるが、後、同委員會事務の擴張するに従ひ、一九一六年十二月いよく本局を創設した。

本局は、産業の各部門にわたりて、調査研究を行ふことを目的とし、これがために、公私の既設調査所、研究所等に對して、援助を與ふるとともに、自ら調査及研究委員會を設けたるが、その數二十餘の多きに及び、その中、主なるものとしては、燃料研究所、製紙試験所等々を擧げることができる。

### 三、重要工業に對する保護

イギリスが、保護の必要を、最も痛切に感じたるは、いはゆる基礎産業にして、就中、染料及び化學工業品につき最もその必要を感じたわけである。

### その一 染料工業の保護獎勵

染料の大部分は、戦前ドイツよりこれを仰ぎ、國內における産品は、少量かつ劣等品にす

ぎざりしをもつて、戦争以來、俄かに斯業振興の必要を悟つたわけである。

それがために、いろ／＼の計畫、施設を實行したわけであるが、主なるものとしては左の如きものがある。

### (イ) イギリス染料會社の設立

政府は、一九一五年國內の當業者を勧誘して、資本金二百萬磅の一大染料會社を設立せしめた。即ち、いはゆる英國染料會社にして、その目的は、一は當時の急を救ふにあるとともに、一は將來ドイツよりの供給を仰がざるため、染料自給の基礎をつくるにあつた。

### (ロ) 既設染料會社の合併

### (ハ) 染料製造業者に對する補助金の下附

### (ニ) 輸入の制限

### その二 化學工業、硝子製造業等の保護獎勵



これ等の工業も、一朝有事の際、戦闘力に直接至大の関係を及ぼすものなるを以て、戦争以来、或は補助金を與へ、或ひは輸入の制限を行ひ、もつて国内事業の保護を行ふことゝした。

### その三 その他の重要産業の保護奨励

その他、いはゆる重要産業に屬するもの、例へば鐵鋼業、機械工業、冶金業、造船業、皮革工業等についても、他の染料及化學工業と同じく、凡ゆる保護助長策を講じて、戦時實需の用意に備へるところがあつた。

## 第四編 戦時戦後における

### 各國の經濟施設 (二)

#### 第一節 アメリカの貿易増進政策

アメリカにおいては、戦時並に戦後において、海外貿易發展に關し、種々なる施設方策をほどこしたことは、世人周知のとほりであるが、その施設方策を検討、吟味すれば大體にお  
す。

政府側の施設

民間側の施設

の二つに分けることが出来る。



## 第二節 政府側の施設

政府側の貿易發展施設としては、輸出貿易獎勵法の制定、外國貿易委員會の新設、戰時金融會社の設立等々いろいろあるが、何といつても見逃すことのできぬのは、米國輸出貿易獎勵法即ち、いはゆるウエツプ法の制定、實施をあげることが出来る。

### 第一、米國輸出貿易獎勵法(ウエツプ法)の制定

アメリカ排トラスト法上(不法の獨占及抑壓に對する産業保護法)各種の禁止制限は、アメリカよりの輸出貿易に對しても適用することゝなつて居た。それがために、アメリカの輸出商人は、諸外國の輸出商人がなすがごとく、共同して販路及市場を擴張するの策に出ることとは困難だといふ苦情は、ヨーロッパ戰爭開始前後において、旺んに唱へられた。殊に外國

貿易擴張運動やうやく熾烈となるに及んで、益々その聲は喧傳せられ、輸出貿易を、排トラスト法の適用範圍外におかんとする輸出獎勵法案、いはゆるウエツプ・ビルは、遂に一九一七年六月十三日同國下院を通過し、次いで同年十二月十二日同國上院を通過、一九一八年四月大統領の裁可を得て、遂に法律として成立するにいたつた。同法は、僅々五ヶ條にすぎない簡單なものであるが、今参考のため同法文を掲ぐれば左の通りである。

### 米國輸出貿易獎勵法(ウエツプ法)

**第一章** 本法において、輸出貿易と稱するは、合衆國又はそのテクトリーより、既に外國に輸出せられ、又は輸出手續中にある物品を扱ふ商業のみを指稱し、合衆國內又はそのテクトリー内における前記物品の生産、製造及該品を消費若しくは轉賣せんとする者に對する賣買の過程にある行爲を包含せず。

本法において、合衆國內の貿易と稱するは、合衆國內の數州間、その二テクトリー内又はコロンビヤ内に行はれ或はテクトリー間、一又は數テクトリーと、一又は數州間又はコ



ロンピヤ間に行はるゝ商業を指稱す、本法において、合同と稱するは、契約又はその他の方法により、二人、二組合、又二法人以上より成る法人又組合を指稱す。

**第二章** 一八九〇年七月二日裁可の「不法の獨占及抑壓に對する産業保護法」中の規定は、輸出貿易に従事せんとする唯一の目的を以て組織せられ、現に輸出貿易にのみ従事しをる合同、又は右合同が輸出貿易のために爲せる契約及び行爲を不法なりとするものと解釋すべからず。

但し前項の合同契約、又は行爲が合衆國內における營業に抑壓を加へ、或は前記合同に對する國內競争者の輸出貿易に抑壓を加へる場合及該合同がその輸出する物品の市價を人為的又は故意に高低するため、或は合衆國內における、競争を實質上減少するため、或は合衆國內における營業に抑壓を加ふるために、契約協定又は團結を、合衆國內又はその他の地に於てなす場合には此の限りにあらず。

**第三章** 一九一四年十月十五日裁可の「不法の獨占又は抑壓に對する産業保護法増補」。第七

章の規定は、輸出貿易に従事せんとする唯一の目的を以て組織せられ、現に輸出貿易にのみ従事しをる合同の株式又はその他の資本の一部、又は全部を一般法人が獲得又は所有することを禁止せるものと解釋すべからず。

但し、右獲得又は所有の結果として、合衆國內における營業に抑壓を來たし、或は競争に實質上の減少を來すものは此の限りにあらず。

**第四章** 一九一四年九月二十六日裁可の「中央産業委員會の設立並にその職務權限制限法」中の不法競争禁止並に該禁止強制方に關する規定は、輸出貿易に従事する競争者に對し、輸出貿易上なざるゝ不當競争に適用せらる、前記不當競争行爲が合衆國の領土外においてなざるゝ場合も亦然り。

**第五章** 現に輸出貿易にのみ従事する各合同は本法の兩院通過後六十日以内に、今後設立せられ輸出貿易にのみ従事する各合同は、その設立後三十日以内に、法人の場合においては定款及事務規定寫、組合においては組合契約寫を添へ、その事務所の所在地又は營業地及



その全役員、株主又は社員の住所、姓名を記載し、且つ證言を附したる届書を、中央産業委員會に提出すべし、又爾今毎年一月一日に、事務所々在地又は營業地は全役員及株主又は社員の住所、姓名及定款又は組合契約の改正及變更を記載せる前段同様の届書を提出すべし、中央産業委員會において必要と認むる時は、前記合同は、その組織業務、執務、慣行、管理及他の合同組合會社及個人に對する關係に關し、中央産業委員會に報告すべし。前記の報告をなさるゝ合同は、本法第二章及第三章の規定の利益を享有せず。又報告をなさざる期間内、毎月一日百弗の罰金を合衆國政府に納付すべく、該罰金は合衆國々庫に拂込むべきものとす、前項の罰金徴收のため、該合同の事務所々在地又は營業地において、合衆國の名において私訴を提起することを得。

地方檢察官は、合衆國檢事總長の指揮に従ひ、前項の罰金徴收の任に當るべく、これが徴收に要する費用は、合衆國裁判所經費中より支出すべし。

中央産業委員會は、合同又はその爲せる契約及行爲が合衆國內における營業に抑壓を加

へ、或は該合同に對する國內競争者の輸出貿易に抑壓を加ふるものと認めたる場合及合同がその輸出する物品の市價を人爲的又は故意に高低せんとする爲、或は合衆國內における營業に抑壓を加ふるため契約、協定又は團結を合衆國內又はその他の地において爲したるものと認めたる場合は、何時にても該合同その役員又は代理者を召喚し、且つ右法律違反の事實を審査すべし、中央産業委員會は、審査の結果、法律違反の事實ありと認むるときは、該合同に對し、法律違反なからしむるため、其の組織、業務、執務、慣行及び管理を改正すべき旨の勧告となすべし。

合同にして、前項の勧告に従はざる場合においては、中央産業委員會は、その決定及勧告書を、合衆國檢事總長に送致し、檢事總長は、その適當と認むる措置をなすべし。中央産業委員會は「中央産業委員會の設立並に職務權限制定法」中において與へられた一切の權限を、本章規定實施のために、その準用したる範圍内において行使することを得。



## 第二、米國外國貿易委員會の新設

かねて、戦時及戦後にわたりて、國民經濟の實際的指導獎勵を目的として貿易委員會制度の實現が主唱されつゝあつたアメリカ政府においては、一九一九年三月二十六日、國務省の發表によつても判るとほり、二月二十八日の大統領命令に基いて、いはゆる外國貿易委員會を設立した。その機構、組織は大體左の如きもので、政府の凡ゆる關係機關を動員した可なり大がかりのものである。即ち

### 一、本委員會の目的及組織

苟しくも、外國貿易に關係ある一切の政府内各部局の代表者をもつて組織し、以て外國における通商上の利益を一層増進、擴張せんとするにある。直接關係部局の諮問なきかぎり、外國貿易の利益に關する特定事項を處理することなく、又民間實業界は、本委員會と直接の交渉は有してゐない。しかして、本委員會の豫備會議に代表者を出せし部局は國務省、商務省、

船舶院、大藏省、農務省、勞働省、海軍省、陸軍省、戦時通商局、全國商業委員會、關稅委員會、鐵道院、州際通商委員會及遞信省等である。

### 二、講究事項

本委員會において、直接講究、検討すべき緊急事項としては、船腹の配給、海上運賃、無線及海底電信設備、戦後經營に關す公債、南中米公債、歐洲における購買同盟、勞働及移民、染料等の如き主要産業、軍用原料品等に關するものである。

### 三、小委員會制

本委員會に對し、別に小委員會が設けられて居る。この小委員會は、國務省、大藏省、商務省、戦時通商局、船舶院、鐵道院及關稅委員會の代表者を以て組織し、各種特別事項に關し、小委員會を組織するの權能を附與してゐたわけである。

## 第三、戦時金融會社の設立と改革



### A 戦時金融會社の設立

アメリカ政府は、戦時異常の需要に應ずるため、特別金融機關たる、戦時金融會社の設立を計畫し、一九一八年四月六日の大統領の署名を得て、いはゆる戦時金融會社法を設立した。

しかして、本會社の目的とするところは、國家の安全及防禦を固うし、戦争の遂行を援助するにあることは、いふまでもなく明らかである。委しくいへば、戦争の遂行に、必要な又は貢献する事業に従事する個人、組合、又は會社にして、一般公衆又は銀行より正當、又は實行し得べき條件の下に、資金を得る能はざる場合において、直接又は間接に金融上の援助を與ふることにあるわけである。又、今後、發行せらるべき、有價證券の賣出し、又は募集を管理調節するため、戦争の遂行に直接必要な資本の發行を制限すること。しかして、本會社の組織機構として、特に注目すべきものは

(イ) 存續期間を最長十ヶ年とし

(ロ) 資本金を五億弗とし、政府において全部出資し

(ハ) 主たる事務所を「テリトリ・オブ・コロンビヤ」(華盛頓の所在地)に置き

(ニ) 會社事業經營は、理事會に委任せられ、理事會は大藏大臣を以て理事長となし四名の理事をもつて組織されてゐる。

本會社の主なる業務は、貸付、證券の發行及證券發行の認可等である。しかして今貸付の種類をあげれば左のごときものである。

(1) 戦争の遂行に貢献せる事業に對し、貸付その他金融上の援助をなせる銀行又は信託會社に對する貸付、但しこの種の貸付期間は最長五ヶ年とす。

(2) 貯蓄銀行その他のものに對する短期貸付、この種の貸付は約束手形をもつてし、貸付期間を一ヶ年以内とす。

(3) 戦争の遂行に貢献する事業に對する直接貸付この種の貸付期間は最長五ヶ年とす。



(イ) アメリカの貿易金融

一、公債放資

大藏大臣の認可を経て、理事會において隨時決定する金額をかぎり、一九一七年九月二十四日以後の發行又は借換にかゝる合衆國の公債及債務證券を應募し、又は所有及び賣買をなす。

二、債權の發行

法律に定めたる貸付金支拂のために、額面以上の價格をもつて、債權を發行し、又は大藏大臣の認可を経て、理事會の決定する價格をもつて、これを一般個人組合又は會社に賣出すことを得べく、その發行限度は拂込資本金の六倍とし、償還期限は一年以内とす。

三、證券發行の審査及認可

本會社には、證券發行審査委員會と稱する委員會をおき法律の規定にしたがひ、有價證券

の發行募集に關する調査をなしこれを許否す、なほ本會社の資本金、準備金又は剩餘金より生ずる所得に對しては、一切の租税の免除をなし、本會社の理事は、戰爭終熄後六ヶ月を経過したるときは、會社財産の清算及びその業務の閉鎖に着手すべきものとす。

(ロ) 戰時金融會社法の改正

右に記した如く、戰時金融會社は、戰爭遂行のためにする金融上の一機關に過ぎなかつたのであるが、一九一九年三月三日、公布の戰勝金融會社法の改正が行はれることとなつた。この改正により、同會社は、戰爭過渡期における金融會社の性質を帯ぶることとなつたのみならず、特に、戦後においては、戦後における貿易促進の機關としても、その使命を果すことが出來たわけである。

今規定の要旨を摘記すれば左の如きものである。

「外國貿易、獎勵のため、會社はアメリカ産貨物の輸出業務に従事する個人又は會社に對



し、五年以下の期限並に特定の條件方法にて貸付をなし、本法通過後これ等の個人又は會社に貸付をなしたるアメリカ銀行又は信託會社に貸付をなすことを得。

但し以上貸付の現在高は、常に十億弗を超ゆることを得ず、又貸付は戦争終了後滿一ケ年までこれを行ふことを得」

即ち、戦後アメリカ貨物に對する需要大なるに拘らず、アメリカがヨーロッパ諸國の公債に應募することを停止せば、ヨーロッパ諸國は、アメリカにおいて、盟主のために支拂ふべき金貨又は信用を有せざるに加へ、爲替相場低落のため、送金容易ならざるに至り、延いては、アメリカの輸出を阻害すべきを以て、信用による賣捌の途を講ぜねばならない。

しかるに、アメリカの銀行は、輸出貿易に必要な程度の資金を有せないのみならず、九十日以上の期限の貸出融資を禁じてゐる。

それ故に、輸出貿易に必要な資金の融通をなすにつき、不便を感じるため、本會社法を改正して、その要求に應ずることとしたわけである。

本會社の貸出利率は、九十日滿期、商業手形の割引歩合よりも、少くとも一分低かるべき定めにして、又銀行にて、適當の條件にて借入るゝ能はざる場合に、有利に借入れをなすことを得せしめたわけである。

#### 第四、船舶局の新設

アメリカは、戦前においては、海運國としては何等誇るに足るものはなかつたが、一度戦争の機會に遭遇するや、一躍、海運國としての權威を發揮することが出来るやうになつた。

即ち、戦争の結果、各國の船舶は、概ね撃沈或は喪失せるもの巨大にして、就中、イギリスにおける海運力の減殺甚だしきを加へるに至り、アメリカは、逸早く、有力なる商船隊を組織し、引つゞき、一九一六年には、船舶局を新設した。又、登録船舶の管理を行ひ、次いで一九一七年、参戦とともに、更にこれが補助機關として、緊急商船隊を組織し、これに、船舶の建造、買入及び徴發の特權を附與し、一途戦捷の榮冠を目指して進んだ次第である。



その結果、ついに一九一九年度には、同國總登簿トン數一千五百三十萬トンに達するに至つた。しかして、この驚くべき發達を來たした原因は、同國人の理想が、アメリカにおける貿易は、すべて自國運送船を利用するといふ、目標の下に働きかけた結果とみてよろしい。

## 第五、商船法の制定

### (一) 商船法制定の由來

一九一七年四月、米國の歐洲大戰に参加するや、アメリカ船舶院は、戰時緊急の需要を充すため、尨大なる商船隊の組織を計畫したが、これによつて、建造又は購入した船舶は、實に一千五百隻、總トン數九百三十六萬トンの多きに達し、アメリカは、一躍世界に誇る大海運國となるにいたつた。

然るに、一度戰爭の終熄するとともに、これ等船舶の處分整理の問題は、俄然アメリカ朝野における一大問題となり、一九一九年八月以來、右處分問題に關する、いはゆるグリーン

法案外二三の法案は、米國議會に提出せられ、論議の中心となるに至つた。然るに、これ等の諸法案は、いづれも十一月下院を通過したるのみにして、未だ決定に漕ぎつけるところまでに至らなかつた。超えて、一九二〇年一月、上院通商委員會は、これ等の諸法案を審査するとともに、當業者の意見をも聴取したる結果、これら諸法案の趣旨を綜合するの必要を認め、通商委員長ジョース氏自ら綜合案の立案にあつたが、同氏の成案は、委員會の採用するところとなつた。しかして、五月三日これを上院に提出し、同月二十一日上院を通過し、翌二十二日下院に廻付せられたが、若干の修正ありしため、更に兩院協議會の議に附することとした。

兩院協議會においては、いろ／＼議論はあつたが、結局妥協が成立し、六月四日兩院を通過し、翌五日大統領の裁可を経て、法律となつた。この法律を稱して米國商船法といふわけである。

### (二) 商船法制定の目的



本商船法は、全文三十九ヶ條から成り、その規定事項は、頗る廣汎にわたつて居るが、その要旨とするところは、現在の船舶院の組織、権限を擴張して、一層有力のものとなし、アメリカ海運交通上、あたかもイギリスのポド・アブ・トレード同様たらしめ、もつてアメリカ海運に對す各種の保護政策を確立するにあつたわけである。

アメリカが、何故かくの如く海運保護政策をとるに至つたかといへば、いふまでもなく、歐洲大戰に參戰したる結果が、自國海運業の貧弱なるを自覺したる結果である。即ちアメリカは大戦に參加したる結果、自國の海運業のすこぶる貧弱なるを自覺し、早晚何等かの方策を樹て、海運國に對抗する方策を意圖する外途はなかつた。

それがためには、大商船隊を組織し、アメリカ商品の殆んど凡てを自國船によつて運送するとともに、一朝有事の際には米國陸海軍のためその補助船舶たらしめざるべからずとの輿論は、朝野の間に喧しく高調された。

偶々、船舶院所有船の處分に關する新法案の提出せらるゝに及び、右の輿論にもとづき、

各種の保護手段を考案し、船舶處分案にこれを配して、一法案となし、以て議會の通過を計ることゝなつたものである。

## 第六、エツヂ法の制定

國際銀行業獎勵のため、聯邦準備銀行法を修正せんとするの議は、休戦以來アメリカ朝野の間に旺んに論議せられたところであるが、一九一九年一上院議員より上院に提出、上院は通過したが、下院において修正の結果ついに兩院協議會を開くにいたつた。協議會では、妥協成立し、一九一九年十二月二十四日大統領の裁可を経て公布をみるにいたつた。

### 本法制定の趣旨

本法の内容は大要左記の通りであるが、要するにヨーロッパに對する、アメリカの輸出奨励上の見地より、對歐輸出資金に關する金融の圓滑をはからんとする趣旨にほかならない。

### 一、本法の目的



アメリカの貿易促進のため、外國及國際金融業を目的とする會社の設立を可能ならしむるを以つて目的とする。

## 二、會社の設立條件

資本金二百萬弗以上、發起人自然人五名以上にして、聯邦準備局これが設立許可を與ふることとなつて居る。

## 三、會社の業務

手形の割引、賣買及讓渡、信用狀の發行、貨幣及地金銀の買入、一般貸付、預金、社債の發行並に聯邦準備局の許可の下に本法により組織せられたる他の會社又はその他の會社の株券及債券を買入れ、所持する等その範圍はすこぶる廣汎にわたつてゐる。

なほ、外國において、アメリカ商品を買入れんとする者に對し、工場等を抵當として、資金の貸付をなすわけである。しかしながら、國內的金融業に關與することは許されぬ。又特に認められたる範圍内の商品の取引を行ふことは許されない。

なほ會社の業務は、凡て聯邦準備局の監督を受けることとなつて居る。

## 四、會社の役員

すべて聯邦準備局に屬する者は、同會社の役員又は重役たることを得ざることとなつて居る。

## 五、その他の重要規定

尙本法には資本金拂込方法、會社が本法の規定に違反したる場合にこれに對する制裁、會社の清算、會社の相續株主總會、聯邦準備局に對する報告並に同局の検査、配當金、州税納付の義務、會社存続期間の延長、他の會社を本法による會社に変更する場合、社員の違反行為並にこれに對する處罰等に關し、それらしくはしい規定が存して居る。



## 第三節 アメリカにおける通貨對策

### 第一 金銀塊及通貨輸出の禁止

アメリカ大統領は、一九一七年九月七日付を以て、同年九月十日以降特許を得たる場合のほか、貨幣金銀塊並に通貨の外國への輸出を禁する旨發令した。これが理由につき、アメリカ大藏當局の説明するところを要約すれば大體左の如くである。

(一) 中立國を通じて、敵國へ金銀の輸出せらるゝを防止すること

この問題にたいしては、アメリカ當局は、スペインを通じて、敵國に金銀の輸送せらるゝ事實を指摘して注意をうながした。

(二) 正貨維持の必要なること

アメリカにある金銀は、國際決済のための使用せらるゝ虞あるため、アメリカの正貨維持

は、日々脅威をうけつゝあるといふのである。

右規則の大意をしめせば左の如きものである。

(イ) 合衆國又はその領地より外國にたいして貨幣、金銀塊または通貨を輸出せんとする個人、商社又は會社は先づその取引の性質、金額、直接間接の當事者並に右申請の輸出特許が、公共の利益に反せざるや否やを決定するにつき、當該官憲の参考となるべき書類、その他の事項を宣誓したる願書三通をその所在地地方の聯邦準備銀行に差しだすべきものとなつて居る。

(ロ) 聯邦準備銀行は、本規則により差し出されたる特許申請の願書のうち一通を保管し、他の正副二通を、ワシントンの聯邦準備局に舊送するとともに、その適當と信する報導又は提議並に輸出許否に關する確然たる意見を上申すべきものとなつて居る。

(ハ) 聯邦準備局においては、聯邦準備銀行から、右の願書及上申を受けたるときは、その事情上適當と思考し、且つ當該輸出が公共の利益に反せざるものと認めたる場合には、大



蔵大臣の同意を得てこれを許可し、しからざる場合においては、これを拒否することが出来るわけである。

## 第二 金銀輸出禁止の解禁

アメリカにおいては、休戦條約締結後、外國貿易に關する制限は緩和せられたるが、政府當局者間においては金に關する諸制限並にこれに伴ふ諸法規をなるべく早く全廢するを得策とするや否やとの論が旺んに起つた次第である。

即ち、一九一九年の當初における情勢に徴し、金の輸出禁止を撤廢するも巨額の金が海外に流出するがごときことは略ないことが明瞭となつたので、解禁論が旺んになつたとともに、アメリカが、金の輸出禁止を解禁すれば、他國も自ら金に關する制限を撤廢するにいたるべく、従つて金は多くニューヨーク市場指して流入するにいたるべしとの論、勢力を得ることとなり、ついに一九一九年六月九日聯邦準備局は告布を發して、金貨、金地金及通貨の

輸出に關し従來行ひたる管理を撤廢することとした。然しながら、金輸出に關する許可申請は今後も大統領の正式の廢止の宣言あるまで、これを提出すべきも、その金額及び目的地の如何に關せず、自由に許可すべきことを定めた。その後、益々統制管理の手をゆるめても差支えないこととなり、ついに一切許可の必要がないこととなり、いはゆる金銀の輸出禁止を解禁したわけである。

## 第四節 外國爲替業取締令發布とその緩和

### 第一 外國爲替業取締令の發布

アメリカ政府は、一九一八年一月二十六日附をもつて、外國爲替業取締令を發布し、同年二月一日から實施したが、その要綱は左の如くである。

(一) 外國爲替取引、金銀貨幣、地金及通貨の輸出又は特殊保管債務證書、所有權證書、又



は債権の對外移轉は本令に準據するもののほか一切これを禁止す。

(二) 外國爲替又は外國取引先のため、證券の賣買をいとなむものは、登録證書下附申請書を、聯邦準備局に提出し、何時にても自己の帳簿を同局の任命せる検査官に提出すべく、聯邦準備局の命ずる事項につきては報告をなすべき旨を宣誓し、二月十五日までに、登録證書の下附を受くるにあらざれば、その取引を爲すことを得ず。

(三) 營業者は、顧客より敵國はその取引につき、全然關係なきことを記載せる宣誓書を得ることを要す。

(四) 登録證書所有者は、外國取引先よりその取引より得たる資金は、これを敵國に利用せしめざるべきことを記載せる文書を得ることを要す。

(五) 外國政府又は外國居住者のために、満期證券又は利札の取りたてをなす者は、その取立は敵の利益のためになすものにあらず、又取立金を敵に利用せらるゝことなく、又その證券類は、一九一八年一月二十六日以降敵の所有するものにあらず、又一九一七年二月三

日以後において、敵に利害關係ある者より買入れたるものにあらざることを宣誓すべし。

(六) 外國政府又は外國居住者が、前項と同様なる宣誓をなすにあらざれば、何人もこれ等のものために、證券を賣買し又は讓渡することを得ず。

(七) 以上の宣誓をなすこと能はざるものは、聯邦準備局への一切の事情を具申し、宣誓の免除を請求することを得、聯邦準備局は取調べの結果、敵に全く關係なきことを認めたる場合にかぎりこれを許可すべし。

## 第二 爲替業取締の解除

一九一九年六月二十四日、アメリカ政府は、外國爲替業取締令による登録證書所有者(外國爲替及證券營業者)にたいし、外國の計算において又はその計算を通じてなす外國爲替及證券の取引は、爾今これを自由になし得べき旨を發表し、右の三、四、五、六の制限を撤廢した。しかし例外として、左記の制限の存續をはかることとした。



(A) 營業者は戰時通商局の一般又は特別の許可を受けざる場合は

(イ) 外國爲替取引を敵の計算において行ふことはできない。

(ロ) 證券取引並に利子及配當の取立は、直接並びに間接に敵の同盟又はその國人の利益のために又はその計算においてなすことはできない。

(B) 留紙幣の輸出入及留紙幣買入れのための送金はこれを禁止す。

(C) ロシヤ過激派政府の権力下にある地域に居住せるものとの間における外國爲替及證券の取引はこれを禁止す。

(D) 營業者は左記諸外國宛手形は、アメリカ救済局を通ずるにあらざれば、これを買入ることを得ず。

芬蘭、波蘭、チエツク、スロヴァキア、ユーゴスラフセルヴィア、羅馬尼、オーストリア、ドイツ

## 第五節 鐵道運賃の値下げ

アメリカ鐵道院は、東洋向き輸出貿易を促進するため、一九一九年三月ミヅリー・リヴァー・テリトリ及びその以東地方より東洋方面に輸出するため、太平洋岸に輸送する農具、鐵道材料、罐詰、銑鐵等の鐵道運賃を一割五分乃至六割五分方の引下げを行ふこととした。

## 第六節 民間側の施設

### 第一、ウエツプ法による合同の成立

いはゆる、ウエツプ法の發布されてからこの方、輸出商が本法に準據して合同を行ふものは、數えるに追ないほど多數簇出したが、一九一九年五月においては、早くもその數は大小



八十の多きに達した。いま左に主なるものを挙げて解説することとする。

(イ) 織物聯合輸出會社

本會社は、織物業者の合同の力によつて、でき上つたものであつて、その主なる目標は、織物の輸出促進をはかるにほかならない。一九一八年十二月二十八日、ニューヨーク州法により、設立せられたるものであつて、翌年一月開催の會議においては、アメリカ羊毛織物會社の、シヨン・アール・マン氏が會頭の重任に選任せられることとなつた。

會社は、十萬ドルの投票權なき七分の繼續的優先株を組合員に引受けしめ、外に投票權及び管理權ある額面價格を有せざる共通株を持たしめることとした。

本合同に加入せるものは、綿織物商組合のほか三組合にすぎない。

(ロ) 銅生産者組合

この組合は、一九一八年十二月十七日の設立にかゝるものである。組合長はデイー・ライアン氏にして、當業者の信用すこぶる厚いわけである。

しかして、この組合は、大企業たると、小企業たるとに論なく、等しく同一の利益を與ふることとした。しかして、その株式は、普通株と、優先株の二種となし、普通株は、市場價格額面價格ともに、これを有せざるものにして、各株主は一株づゝを有し、投票權を有しな

す。優先株は、總計二十五萬ドルにして、累積投票權を有し、各組合員の生産力に應じて、これを引受けしめ、この優先株にたいしてのみ配當を行ふこととしたのである。

(ハ) 合同鋼鐵會社

この會社は、鋼鐵輸出業者の合同したもので、一九一八年十二月二十一日の設立にかゝるものである。しかして、愈々業務の開始をみるにいたつたのは、一九二〇年一月のことにして、初めは北米鋼鐵會社と稱したものであるが、その後改めて現名に改稱するに至つたのである。本會社の會頭ロツカワナ鋼鐵會社のクラーク氏で、斯界に絶對的信用をもつて居るといはれる人物である。



しかして、加入會社の數は、總計九社にすぎない。

## 第二、外國貿易金融機關の設立

エツヂ法の成立後、同法による一大會社の設立をみるであらうといふ噂は、一般に喧しく傳へられつゝあつたわけであるが、一九二〇年秋における、アメリカの過剰生産品の堆積多き事實に鑑み、ついに、その機運愈々熟したるものごとく、十月下旬、ワシントンにおけるアメリカ銀行家協會大會は、エツヂ法に基き、一億ドルの資本を擁して、外國貿易の金融機關を組織することを決議し、委員をあげて、その準備にとりかゝることゝした。

## 第三、アメリカ棉花輸出金融組合の設立

アメリカにおける棉花の輸出を容易ならしむるためには、せひ長期、短期のいはゆる廣汎なる棉花の輸出金融業をいとなむべきアメリカ棉花輸出金融組合を組織すべきだといふ論

は、かねて南部諸州の斯界の業者において主唱されつゝあつたわけであるが、いよくその時期到來したとみた關係業者は、一九一九年初頭、ついに具體的プランを作成して、當業者全體の同意をとり纏めにとりかゝつたわけであるが、當業者の反對がある筈なく、愈々實行運動にとりかゝつた。しかして、當業者の熱意に副ふべく、資本金を、一億ドルとなし、そのうち二千五百萬ドルの株式募集を行つて業務開始にあたることゝした。

しかして、テキサス州、その他南部十州にその應募額を割當てることゝした。

## 第四、アメリカ貿易會社の設立

かねて、輸出貿易の増進に力めつゝあつた、ヴァージニア州地方においては、一九一九年五月ついに、同州に基づき資本金二千萬ドルを以て米國貿易會社を設立した。本會社の目的は、西印度諸國へアメリカ製品を輸出するにあることはいふまでもない。



## 第五、國際通商會議の開催

アメリカは、戦後において、同國と對外諸國との貿易關係を改善し、並びにその輸出促進をはかる目的をもつて、一九一九年十月アトランチックシティー市に、國際通商會議を開催し、常設國際商業會議所の設立を議決した。

本會議に参加した國としては、イギリス、フランス、イタリー及ベルギーの四ヶ國にして、ともに同國における一流實業家の出席をみたことは、これ又いふまでもなく明かである。

しかして、本會議の開催は、アメリカ商業會議所の發起にかゝるものにして、戦後アメリカが、いかなる意向を抱いてゐたか、又同國實業家が、又同國實業家が戦後いかなる對外貿易政策を抱懷してゐたかといふことを、窺ふことができるわけである。

## 第六、アメリカ銀行協會の委員會設置

一九一九年四月、アメリカ銀行協會なるものを設置して、輸出業者に對する金融、輸出先諸外國の信用設定、及ヨーロッパ諸國の有價證券購入等の問題が、相次いで起りたるをもつて、將來に對する對策をも考慮に入れて、輸出貿易の發展のため、常設の貿易並に海運委員會を設置した。

而して、同委員會の目的とするところは、海外貿易に對する援助方法を講じ、又貿易に直接關係をもつてゐる工業を奨励し、なるべく早く、輸出貿易決済のためにする金融の疎通をはかることとした。即ち、シカゴ會議の決議の實行を期することとしたわけである。本委員會の機構としては、全國商業中心地の銀行家十五名を擧げて委員となし、アトランダ・ナショナル銀行頭取ロバート・エフ・マダックス氏を委員長として選任した。この機構、顔觸れによつて、相當の實績をあげ得たわけである。

## 第七、銀行家荷送人保險會社の設立



外國貿易に關する海上保險及火災保險を目的として、一九一九年一月銀行家、保險會社及一般實業家等相謀りて、いはゆる銀行家荷送人保險會社を設立した。

しかして、發起人會において、各五分の一を引受くることとした。本會社の資本金は、一百万ドルで、主なる營業科目は、いふまでもなく、外國貿易に關する海上保險を取扱ふこととなし、なほ火災保險をも行ふこととしたわけである。發起人たる會社は、チエーズ證券會社、ギヤランテイ信託會社、バーバー會社、ウイルコックス・ペック・エンド・ヒューズ・エンド・イー・アイオ及オー・ボン・ド・ヌムール會社の五社にして、株式應募者は利害關係人にかぎることとした。

#### 第八、佛米銀行の設置

アメリカ、フランス間の貿易の促進増進をはかる目的をもつて、ニューヨーク・ナショナル商業銀行、ポストン・ファースト・ナショナル銀行及パリ割引銀行の三銀行は、相提携し

て、一九一九年ニューヨーク市に佛米銀行を設立して、同年六月一日より愈々營業を開始した。しかして、本行設立に参加せる各銀行の資産總額は、實に約十二億五千萬ドルの巨額に上り、資本金は、佛米兩國銀行において平分に引受けることとした。

拂込資本金は、二百万ドル、積立金は、五十万ドルを超え、その營業の主なるものとして、爲替手形の引受、佛米間の貿易決済等にあつて純然たる商業銀行としての働きをなすにあつた。

理事は、佛、米人各六名からなる、ナショナル商業銀行頭取ジエムス・エス・アレキサンダーこれが社長の職についた。

#### 第九、ニューヨーク新割引會社の設立

この會社の目的とするところは、アメリカ市場において、輸出貨物に對して振出されたる手形の賣買を容易ならしめ、併せて世界の商業地において、ドル爲替の利用を促進すること



を目的とするものである。

ニューヨーク新割引會社の資本金は五百萬ドル、積立金は百萬ドルにして、社長は、ジョン・ヒュー氏がその任についた。しかし新割引會社は、一九一九年一月二日より店開きをしたので、會社の趣旨にもとづき、安固なる公開割引市場の發展及維持に力めるとともに、内外商業にもとづく手形の割引、買入及び賣却を業としてきた。

### 第十、全國外國貿易大會の開催

全アメリカ商工業者を打つて一丸とする、いはゆる全國外國貿易大會は、一九一九年四月二十三日から二十六日まで四日間、シカゴ市において開催せられ、全国各地より參集せる各種商工業者の代表者は、その數實に千八百名の多數に上り、未曾有の盛況を呈した。

貿易發展策決議の起案及その實行のため、委員七十二名よりなる常設委員會を設け、合衆國鋼鐵會社の社長ジェー・エー・フアーレル氏委員長の任につき、種々協議、對策を講ずる

ところがあつた。

本會議においては、種々の演説、提議が行はれたわけであるが、その主なるものとしては、ケント氏が引受を旺んにすべしと論じ、フアーレル氏が海運を民間に移すべしと力説し、エドモンド・フィッシャー氏が、外國貿易にクレディットの必要なることを説きたるとき、その主なるものといふべきであらう。

本會議において、決議せる要領をあぐれば左の通りである。

(イ) 聯合各國のアメリカ品輸入制限は、各國が、自國工業保護政策の結果なりといふ説は、是認することを得ない。寧ろこれ等は開拓刺戟するものである。

(ロ) 輸出貿易發展は、國內經濟をして鞏固ならしめ、殊に農業家及勞働者の利益を保護するものである。

(ハ) 政府の造船計畫をなるべく速かに終了せしめ、又外國人のためにする造船制限を直ちに撤廢し、その他造船、航海に關する法律を改正すること。



- (ニ) 政府所有船の政府管理を廢し、これを民間に賣却、若しくは特殊會社をして經營せしめ、外國貿易のため適當なる航路に配すること。
- (ホ) 重要外國航路に貯炭所及貯油所を設置すること。
- (ヘ) 無線電信及海底電信を擴張すること。
- (ト) 政府は速かに航空業に關する適當なる方策を確立し、また、各商業會議所は地方的空  
中交通機關を設置すること。
- (チ) 重要なる各港に自由港を設置し、また關税法の一般改正を待つことなく、直ちに協定  
税率を施行すること。
- (リ) 國際小包郵便制度を擴張すること。
- (ヌ) 對外投資にたいする政府の保護政策を實行し、また輸出品の鐵道特別運賃率を復活、  
運行すること。
- (ル) 外交官及領事館に新進有爲にして、且つ經濟的知識を持つものを起用すること。

### 第十一、戦後ヨーロッパを風靡した保護貿易

戦後における、ヨーロッパ諸國の經濟施設問題について今少しく論及したのであるが、複雑かつ廣汎にわたるをもつてこれを避け、たゞ單に貿易關稅政策について一瞥を試みよう。

先づ戦後の一般的現象として注目すべきことからは保護政策が、列國に擴大強化せること、これである。その主なる原因は、各交戰國が戦時中における痛切なる經濟的困窮に鑑み、自國産業をできるだけ自給自足の基礎におかんと努力せる結果にほかならない。

戦争終熄の結果、各國には幾多の新しい産業の勃興をみ、これ等の新産業は幾多不利なる情勢の伏在するにも拘らず、かなり高度の保護政策を要求した。

各國は、これによりて、一面においては自國産業を獨立せしむるとともに、他面においては、國家の歳入を増加する機會あるを悟り、保護政策の容認、實現することに力めた。



併しながら、一國の保護政策の採用、実施といふことは、結局他の諸國も採用、実施を促す傾向あることは否むことのできぬ事實で、一國が關稅の障壁を設定すれば、他國も又報復手段として、直ちにこれを採用、實施する結果、彌が上にも、保護政策は世界各國に擴大することゝならざるを得ぬわけである。

かくのごとき高度の保護政策が、國際經濟の恢復發展に大なる障害を及ぼすものであることは、いふまでもなく明かなことであるにも拘らず、列國は競つて次のごとき保護政策の手段を採用、實施したわけである。

(イ) 關稅引上げ 即ち列國は關稅を物價騰貴の新平準に調節するの口實の下に、從量税を引上げる政策をとつた。のみならず、從量税のほか、從價税を加へ、且つ通貨下落、例へばギリシヤ、イタリー等の諸國にたいしては、その輸入關稅を、金貨をもつて支拂はしむるの手段を、實施するところがあつた。

(ロ) 輸出入禁止及制限 これ等の方法は、中央及東部ヨーロッパにおいて、特に採用され

たわけであるが、稍もすれば專擅に流れやすく、且つ複雑にして、不安定たるを免れぬもので、貿易政策としても、餘程研究すべき施設方策といへる。

(ハ) ダンピング防止策 多數の諸國は、ダンピングを防止する方策を實施した。

然し乍ら、ダンピングといふ言葉は甚だ漠然たる意義をもつてをり、且つ列國の解釋もきはめて區々たるを免れない。例へば或國の關稅法の解釋によれば、若し外國の輸入業者がそれを生産したる國における同種の貨物の價格よりも低廉に、これを賣却したる場合には、たとひそれが輸入國の産業を害せない場合においても、これをダンピングと稱へるときその一例である。

斯の如き、保護政策の手段たる施設、方策には關稅の禁止的引上げ、區々たるダンピング防止策、專擅に流れやすい輸出入禁止、及制限等があるが、通商の自由及恢復に大なる障害をきたす虞あることはいふまでもなく明かである。



## 第五編 戦時戦後における

### 各國の關稅政策

#### 第一節 戦後における各國の關稅政策

保護的風潮濃厚となる

關稅政策のごとき複雑にして變化し易い事柄を詳しく且つ完全に記述することは殆んど不可能であるが、歐州主要諸國において、戦時、戦後採用した關稅政策の概要を記述することは必ずしも難事ではない。

(イ) 戦後における各國の關稅政策の一般的傾向としては、保護の風潮が著しく濃厚になつ



たことである。しかして、これが原因はいふまでもなく、戦争の結果交戦各國が經濟的封鎖状態におかれ従つて自給自足の方策を講ずるために國內に各種新興産業が勃興し、政府に對し保護を要求した結果である。

しかるに政府においても、亦戦後國事多端の際とて歳入の増加をはかることに汲々としてをつたことゝて、かゝる關稅率の引上げはこれを希望するところであつた。従つて、いはゆる保護關稅の傾向を彌が上にも甚だしくしたわけである。その他各國における貨幣價値の下落、失業者の續出、國民生活の不安定等の事實が、關稅保護政策をとるに至極便宜な口實を與えたことも又見逃せぬ事實であらう。

併しながら、素々一國における關稅増壁の設定は必ずや一國だけで終るものではなく、その相手國をして、これが報復關稅の設置を促さしむることゝなる。従つて、戦後における各國の關稅政策の風潮が急激に保護的色彩を濃厚にした原因は、この事實によるものであるといつてさしつかえない。

(ロ) しかれば戦後各國が採つた保護關稅政策の主なる手段はどうかといへば大體左のこときものである。

#### (甲) 關稅の増率

##### (1) 從量稅の引上げ

從來の從量稅が、その國における物價騰貴に順應してゐないため、保護の目的を達しえないといふ理由又は口實の下に、その從量稅を引上げ又は從量稅に對する増加係數を設けたるがごときこと

##### (2) 從量稅に從價附加稅を設けたること

(3) 貨幣價値の下落した國においては、輸入品に對して關稅の金貨拂制(ギリシヤ、イタリー)を採用したこと

右の結果、關稅の増率は、實際上においては物價騰貴に順應せしめたといふよりも寧ろそれ以上に引上げられたわけである。



### (乙) ダンピング防止

多くの國は戦後外國よりの投資に備えるために、關稅法規中にいはゆる投資防止條項を制定した。

しかるにその規定は非常に漠然として投資防止以外關稅保護の一手段に利用せられることがないでもない。或る國の規定のときは、輸出業者が輸出品をその生産國における市價以下で外國に賣つた場合には、假令これがため當該輸入國の類似工業を侵害しない場合と雖も、これをいはゆるダンピングと看做したものもある。又或る國においては貨幣價值の下落した國よりくる輸入品に對し、内地産業保護のため附加税を課したものである。

この手段は、相手國の爲替相場が下落をつゞけてゐる間は正常なる方法といへるわけであるが、ひとたび爲替が安定した以上は、かゝる手段は公正でないから禁すべきものである。

### (丙) 輸出入禁止並に制限

これ等の手段も屢々採用せられ殊に中歐及東歐諸國において採用せられたわけであるが、これがため國際間の通商關係に及ぼした悪影響は蓋し甚大なるものがあつたであらう。

(ハ) 關稅行政は商業政策の一面に過ぎないものである。原則として、關稅の賦課は、他國と協約によつて決められるのであるが、條約によつても、なほ關稅法規中のいはゆる伸縮性は全つたなくなるものではない。殊に戦後この種の條約は極めて短期間に締結せられたため、將來における恒久的國際貿易關係の成立に何等貢獻するところがない。

## 第二節 イギリスの關稅政策

イギリスは戦後においても、大體において關稅行政制度については、自由貿易主義に基



てゐる。現行の關稅率は、大體これを左のごとく分類することができる。

一、歳入財源捻出の目的を以つて課する財政關稅

これは酒精、葡萄酒、麥酒、コ、ア、チョコレート、珈琲、砂糖等の主要商品に課せられるもので從量稅である。

一九二二年にいたり或種の貨物に對し、三割三分の一の從價稅が設定せられた。課稅品目は化學藥品、硝子製品、實驗室用陶器、樂器、學術用器械、アーク燈用カーボン、マグネツト、縫針並にトリウムのごとき僅少な原料等いはゆる基礎工業に屬するものであつて、その物の生産が、イギリス經濟上の存立に缺くべからざるか、或は戰時國防上缺くべからずと考へらるゝものである。

右基礎工業關稅は五ヶ年間に續することゝなつてゐたので、一九二六年撤廢されたわけである。

なほ、議會に提出せられた豫算中に大蔵大臣が、自ら奢侈關稅なりと説明してゐるものがある。

あるが、これ等は著しく保護的性質を帯びてゐるわけである。その課稅品目は絹、人造絹絲、自動車類、活動寫眞用フィルム、柱時計、懐中時計及び樂器等である。

なほ、政府は民間工業家から、輸入外國品との競争に對し保護の要求ありたるときは、保護關稅の設定を議會に要求し得ることゝなつてゐる。しかして、これ等に關して機械製レーズ、過燐酸鹽、手袋及瓦斯マンテル等については特に調査して實行したわけである。

また、イギリス屬領地から輸入せらるゝ有稅品に對しては、特惠の程度は勿論各品目により異つてゐるが特惠關稅制度が設けられたわけである。

右事實によつても判るか如く、イギリス戰後の關稅政策の傾向は著しく保護主義に傾いてゐるわけである。しかして、この保護の風潮は同國一般の民衆の要望する政策と言はんよりは寧ろ保守的政府の政策であつて、一般民衆は依然として自由貿易を望んでゐるわけである。戰爭以來、イギリスは以上のほか、なほ各種の産業保護策を實行した。その中特筆すべきものは大要左のごときものである。



(イ) 休戦以來イギリスにおいては、輸出向石炭と内地消費向石炭とに對しその價格に差等を設けた。また、同國屬領地における羊毛買付に關し、自國羊毛工業家を保護する策を構じたこともある。

(ロ) 貿易促進法の制定、この法律はイギリスにおける工業並に勞働を維持するに役立つ民間企業に投ぜられた資本及び貸付金利子を保證するものである。

(ハ) イギリス輸出業者のために海外市場における外國との競争に便宜を與ふる目的を有する輸出信用制度を設けた。

(ニ) 或種工業については、無利子資本を投下することにより、政府これに参加しその沈滞を防いてゐる。染料工業のごときもその一例である。又石油工業は、政府が例のアンダロペルシヤ石油會社に参加した結果その利益を保護せられてゐる。

右のごとき、保護貿易的傾向があるにも拘らず、イギリス實業界は一般にかくのごとき政府の保護政策に對して、敢然反對の態度をとつた。イギリスの實業家は何といつても、全世

界の市場へ自國商品を配分する役割にあるのは自分であると自負してゐる。従つて、彼等は今後も利益がもつとも多いと思ふ市場に對して、商品を供給することができる地位にありたいと熱望してゐる。これ即ち彼等がどこ迄も、保護政策に反對する所以であらう。

### 第三節 ドイツの關稅政策

ドイツにおいては、一九〇二年二月二十五日發布の關稅定率法が戦後も引つゞき、つゞいたわけである。しかして、ドイツは平和條約の結果五ヶ年或種貨物の關稅を變更するを得ず、且つ一九二五年一月十日までは孰れの聯合國に對しても、最惠國待遇の取扱を許與することを得ざることとなつてゐたので、關稅の改廢による保護政策は概ね實行不可能であつた。そこで已むを得ず間接的保護法をとるよりほかなかつた。即ち、ドイツは一方諸外國人がマルクの下落に乗じて無數の貨物を安價で買つて行くことを防止せねばならず、他方ドイツ工業



家の外國品買入による國內資本の流出を防がねばならなかつた。こゝにおいて政府は敢然輸出入特許制度を採用し、輸出入品は凡て特許を要することとし、貨物交易の自由を制限したわけである。

しかして、右の事務を行ふために、外國貿易局と稱する特別官廳が新設せられ、又各工業部門例へば羊毛工業、機關車製造業、化學工業等に輸出入の許否を定むる諮問機關を設けた。

この結果、マルク下落の期間中はドイツの外國貿易は、輸出入ともに戦前に比し減少した。やがてマルク安定後ドイツは漸時右の輸出入特許制度を廢止し、外國貿易局及その他の機關も廢止した。かくて、暫くしてやはり一九二〇年の關稅定率法により金貨マルクをもつて課稅し殆んど貨物交換の自由が認めらるゝにいたつた。

次いで、一九二五年一月十日前記の拘束期間が終了し、再び經濟上の自由を回復するにいたるや、ドイツは進んで諸外國と通商條約の締結をなす方針の下に、左のごとき關稅率改正

案を作成した。

### 一、小改正案

本改正案はドイツ經濟會議において、一九二〇年の定率表に僅かの改正を施したもので、一九二四年六月議會に提出せられたものである。

### 二、根本的改正案

右小改正案のほか、ドイツ經濟會議において恒久的關稅定率草案を作成の上、審議したもので一九二五年完成した。

### 三、なほ、同時にドイツ各實業團體は最低又は最高稅率に關し論議した

この稅率は實業界では戰間的關稅と呼ばれてゐるもので、これは外國との通商條約の締結に際し、ドイツ全權が報復的に利用するところのものである。

右いづれの改正案においても、これを現行關稅定率に比すれば、著しく増率せられてゐるやうである。



## 第四節 フランスの關稅政策

フランスにおける一八九二年發布の關稅率表は、屢々部分的の改正を加へられたが、當初に比すれば驚くべき保護的色彩が濃厚となつた。戰爭の結果、物價騰貴の關係上これ等保護稅率が國內産業保護の目的を達せざるにいたつたとの理由で、一九一九年六月十四日或種貨物に對し、對價附加稅を課することゝしたが、その後これを廢し、同一の目的の下に従量稅增加係數制を採用するにいたつたのである。

右のごとく、増加係數は關稅を物價騰貴に順應せしめんとする考へからであつて、關稅金貨拂制度を採用せざるフランスとしては、工業保護の限界を飽まで擴張するものとはいへないが、右係數がこれに便宜を與えてゐることだけは争はれぬ。

増加係數は、その時々物價の高低に従ひ増減の必要があるので、關係各省委員をもつて

組織する委員會において、當時これを審議し、屢々改正を加えられてゐる。

フランスは戰時戰後にわたり輸出入禁止制を設けたが、輸出禁止については、これを禁止する代りに、輸出稅を課する主義に變へやうと銳意研究を加えたことは事實である。

## 第五節 イタリアの關稅政策

一八八七年制定せられた、イタリアの關稅制度は數回の條約によつて、その保護的色彩を減じたが、遂に一九二一年まで實施せられた。しかるに當時戰爭による國費の膨脹並に諸外國における經濟上の保護的風潮に鑑み、イタリアは關稅を増率し他國と協商したわけである。

同國舊制度の缺陷は、商品の種類により細別を設けなかつたことであるが、生産方法の科學的進歩と改良は、多くの國をしてその關稅制度の改正を企てしむるところとなり、従つてイタリアにおいても、適當なる改正を行ふ必要が起てきた。よつてイタリアは課稅品目四七



二であつたのを九九三に増加し、なほ細別の數も著しく増加した。

一九二五年制定の關稅は基礎稅率の引上げ、増加係數の設定、關稅の金貨拂ひ等の方法が採用されたことによつても、明かに保護的傾向が濃厚になつたことを示すものではあるが、イタリーの關稅制度は輸入稅の増加以外は決して直接的にも間接的にも保護的色彩が濃厚の方だとはいへない。

又イタリーは戰時中他國と同様に或種の輸入品を禁止したが、一九二四年八月の法令（一九二四年十月一日より實施）によつてこの制度を改革した。イタリーにおける、近時の關稅政策の一般的傾向は、大體において公正であつて、競つて協商を遂げる國が少くない。又輸入禁止品の數も減ぜられ、或種の輸入稅は著しく減率せられたものもある。

イタリー政府は一九二一年制定の關稅定率表に非常に執着を持ち、容易に同定率表の改正には手をつける意向がなかつたわけである。

## 第六節 オランダの關稅政策

オランダは由來傳統的に自由貿易を遵奉し來つた國であるが、さすがに世界大戰中はその主義を持続することができず、輸出入全般にわたり直接、間接管理をなすことを餘儀なくされてしまつた。

休戰以來これ等の管理は大部分撤廢せられたといふものゝ一九二一年マルク相場下落の結果果惹起せられたドイツの競争により同國産業界は非常な脅威を被るにいたつた。

従つて、遂に關稅率引上げの問題が大いに論議せらるゝにいたつたのであるが、その結果は、やつぱり保護貿易に反對する者が多く、議會に提出せられた一般關稅定率改正に關する政府案も、やつぱり自由貿易主義をもつて終始一貫してゐる。

戰後の新稅率課稅上の二大原則は左の通りである。



(イ) オランダにおいて何等加工を施すことなくして、消費者に交付せらるゝ物品はこれに課税す。

(ロ) オランダにおいて消費者に交付せらるゝ前、何等かの加工を必要とする物品には課税せず。

右のごとき關稅改正は、その目的が純然たる財政關稅である點に存するわけで、舊稅率五分が改正稅率において、八分となつたことによつても十分判るわけである。

その他オースタリー、スイス、スペイン、ノールエー、デンマーク、ハンガリーその他チエック、ポーランド、ユーゴスラビア等々各その國特有の關稅制度をもつてゐるが茲には自ら省くこととする。

昭和十四年五月十日 印刷  
昭和十四年五月十五日 發行

戰時戰後の經濟對策

定價一圓五拾錢

著者 松田雪堂

東京市京橋區湊町二ノ一〇

印刷者兼發行者 鈴木金次郎

東京市芝區濱松町一ノ一三

印刷所 成文堂

不許複製


發行所

東京市京橋區湊町二ノ一〇

國策研究社

電話京橋(56)二五〇九番







707  
X  
86



